



第1回浦和市・大宮市・与野市合併協議会を、さいたま新都心郵政庁舎で開催し、3市合併に向けた具体的な協議が始まり、「合併の期日」や「新市の名称」等を議決しました。

第1回合併協議会 2000.4.29

合併協議会の任務

合併協議会は、地方自治法と市町村の合併の特例に関する法律に基づき設置されるもので、合併に関する協議事項
新市建設計画の作成
政令指定都市への移行に関する基本的な事項
その他、合併及び政令指定都市に関し必要な事項を協議することを任務とし、具体的な協議事項は、次の25項目となっています。

基本的協議事項

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産の取扱い
合併特例法に規定されている協議事項
- 6 市議会議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 新市建設計画
その他の協議事項
- 11 特別職の身分の取扱い
- 12 条例・規則の取扱い
- 13 組織・機構の取扱い
- 14 一部事務組合等の取扱い
- 15 使用料・手数料の取扱い
- 16 公共的団体の取扱い
- 17 補助金・交付金等の取扱い
- 18 町・字名の取扱い
- 19 慣行の取扱い
- 20 国民健康保険事業の取扱い
- 21 消防業務の取扱い
- 22 各種事務事業の取扱い
- 23 諮問機関の取扱い
- 24 埼玉県南水道企業団の取扱い
- 25 政令指定都市への移行に関する基本的な事項

小委員会の設置

合併推進協議会(任意協議会)と同様に4つの小委員会を設置し、「合併の方式」など6つの協議事項について、任意協議会での合意事項を尊重しつつ審議が行われました。

第1、第2、第3小委員会の審議結果を議決

第1小委員会(協議事項「合併の方式」「合併の期日」「市議会議員の定数及び任期の取扱い」、第2小委員会(協議事項「新市の名称」)、第3小委員会(協議事項「新市の事務所の位置」)では、審議の結果、それぞれの協議事項について結論が導かれたため、その結果を協議会に報告しました。協議会では、3つの小委員会の審議結果を協議し、以下のとおり議決しました。

合併の期日

平成13年5月1日

合併の方式

合体(新設)合併

市議会議員の定数及び任期の取扱い

合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任

新市の事務所(市役所)の位置

当分の間、現在の浦和市役所の位置とする
(第3小委員会合意事項P5参照)

新市の名称

さいたま市

第4小委員会合意事項を 確認

第4小委員会(協議事項「政令指定都市への移行に関する基本的な事項」)からは、合併推進協議会(任意協議会)で決定した「任意の合併協議会設置決議のなお書き部分の取扱い」等の合意事項を確認したとの報告があり、協議会(法定協議会)として改めて決定事項としました。(第4小委員会合意事項P5参照)

また、「政令指定都市への移行時期」「政令指定都市への移行準備体制」「行政区のあり方」「政令指定都市の都市ビジョン」の4項目については、合併推進協議会の審議経過を踏まえ、継続性を持って引き続き協議することとしました。

組織・役員

合併協議会は浦和、大宮、与野の3市の市長、議長と議員の代表、市長の指名する助役及び職員、学識経験者で構成され(協議会委員名簿P5参照)、協議会のもとに、付託事項を審議する4つの小委員会(市長、議長、議会代表等で構成)幹事会、専門部会を設置しました。

予算

合併協議会の平成12年度予算は、協議会や小委員会の開催経費や調査研究費、事務局の運営費等に充てるためのもので、1億6,999万円を計上し、3市が均等に負担します。